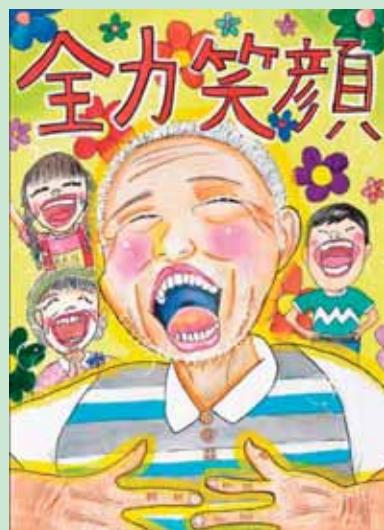


想像しよう 共感しよう

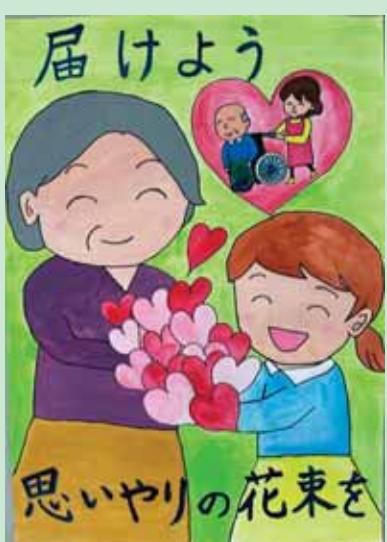
- 気付きから行動へ -



河津町立西小学校 3年生共同作品



浜松市立鴨江小学校 6年
岡部愛子さん



袋井市立今井小学校 5年
高橋理華さん



富士宮市立富士宮第一中学校 3年
杉山桃子さん



静岡市立大里中学校 3年
田沖友菜さん

- 本書の活用に当たって -

人権教育の手引き（人権教育指導資料）は、様々な人権課題に対する理解と認識を深め、具体的な人権教育の推進に役立てていただくために作成しています。是非、既存の手引きと併せて活用してください。

静岡県教育委員会

本書の内容

第Ⅰ章 静岡県教育委員会の人権教育

1 人権尊重の視点に立った学校づくりの取組紹介	1
2 令和2・3年度人権教育研究指定校の実践（袋井市立袋井南中学校）	2
3 人権教育全体計画及び年間指導計画の作成	3

第Ⅱ章 授業等で活用できる学習例集

1 学習例の使い方	9
特集① 子どもの人権を守ろう（自分自身や友達の大切さについて考えよう）	
学習例1 自分や友達のすてきなところ再発見	小学生、（園児） 10
学習例2 自分らしさって何だろう	小学生（高学年）から中学生 11
学習例3 新型コロナウイルス感染症に負けない心	中学生から高校生 12
特集② インターネットによる人権侵害をなくそう（情報との上手な付き合い方に ついて考えよう）	
学習例4 学習用タブレットを上手に使おう	小学生（低学年） 13
学習例5 個人情報を大切にしよう	小学生（高学年）から中学生 14
学習例6 SNSでの発信の仕方を考えよう	中学生から高校生 15
2 短時間で活用できるコラム	園児から高校生・教職員・保護者 16
3 個々の人権課題	教職員 18

第Ⅲ章 振り返りましょう、あなたの権感覚（教職員・保護者）

1 ハラスメントについて考える～具体的な事例を通して～	20
2 ハラスメントをなくすためには	22
3 振り返りましょう、あなたの権感覚（チェックシート）	23
4 関係機関及び相談機関の紹介	24
5 人権教育に関するDVD・書籍の活用	25

学校教育における人権教育の推進に向けて Q & A

- Q1 学校における人権教育は、子どものどのような姿を目指しますか。
- A 学校における人権教育は、児童生徒が発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面で具体的な態度や行動に表れるようになりますことを目指します。
- Q2 学校における人権教育をどのように進めたらよいのでしょうか。
- A-1 一人一人の児童生徒が「自分は大切にされている、他の人も大切にされている」と実感できる学級づくり、学校づくりに取り組むことが、人権教育を推進していく基盤となります。そのためには、褒めたり認めたりしているか、児童生徒の尊厳を傷つけていないか、教職員が自らを振り返り、取組や姿勢を改善することが大切です。
- A-2 学校における人権教育の推進は、校長のリーダーシップのもと、人権教育を推進する体制を作ることが大切です。例えば、校務分掌組織に人権教育推進委員会などを位置付け、教諭だけでなく、管理職や養護教諭等もメンバーとなることが想定されます。特に年間指導計画の作成を進める必要があります。各教科のねらい、学習内容や活動内容等を位置付けていくことが必要です。
- A-3 人権教育に関する研修を充実させるとともに、教職員が自ら進んで指導法等の工夫・改善に取り組めるよう、環境整備を図り、人権教育に携わる教職員の資質と指導力の向上を目指します。校内研修で取り組む内容として、人権教育の手引きの使い方研修、年間指導計画の作成、人権教育を視点とした授業改善などの取組が考えられます。

第Ⅰ章 静岡県教育委員会の人権教育

I 人権尊重の視点に立った学校づくりの取組紹介 ～学校教育のすべてが人権教育そのもの～

平成30年・令和元年度 指定 掛川市立曾我小学校
平成25年・26年度 指定 伊東市立大池小学校

過去の研究指定校の現在の様子

掛川市立曾我小学校

学校組織（心体つくり部・学びつくり部）の活動を通して継続して取り組んでいます。

<人権が尊重される環境づくり>

- ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学校生活づくり、授業づくりの実施

<人権が尊重される学校生活づくり>

- ・教室掲示に心のコーナー（平和について考える等）を設置

<人権が尊重される人間関係づくり>

- ・かがやきタイム（帰りの会でのいい所見つけ）の設定
- ・教職員の人権感覚チェックの継続 等

Q 教職員の人権感覚を高めていくための方法は？

- A ・校内研修（分掌部会・学年部会等）において同じ課題について年代に関係なく話し合う関係性を構築することに取り組んだ。
- ・職員室（先生方同士）のガバナンス、コンプライアンス向上

伊東市立大池小学校

学校グランドデザインに、「人権感覚が底流にある学校」とし、学校教育の中心に据え継続して取り組んでいます。

<学校経営目標>

- ・「学校は、教師が一番の教育環境」とし、教師自身の姿勢を大切に。

<共生の心（互いの良さを認め合う学校）>

- ・教師は、温かく平等な姿勢で児童と共に「共生の心」を育む人権教育の継続
- ・人権集会（年3回）、人間関係プログラム活用、人権振り返りシートの活用、人権教育の手引きの活用等

Q 人権教育は学校のどのような課題を解決していくでしょうか？

- A ・いじめの問題に対して、いじめを許さない学校風土づくり
- ・生徒指導困難校は、人権感覚を高めていく活動を行うことが重要

下田市教頭会の自主研修についてご紹介します

「教頭が中心となって推進する、教職員の人権感覚の向上」

目標

- 教職員の多忙化や相次ぐ不祥事といった教職員の問題等、教職員に関する様々な問題に取り組む。
- 学校教育目標具現に向け、調整役としての教頭自身が主体的に学ぶ。

<教頭会の取組内容>

- ・市内教職員全員が人権感覚チェックシートを実施し課題を分析
- ・人権出前講座を受講
- ・各校で取組の推進計画を設定し実行
- ・成果と課題を整理

<各学校の取組内容>

- ・教職員の意見を集約し人権目標を設定
- ・人権教育研修の実施
- ・各自の課題に沿って実行
- ・分掌の取組に人権感覚向上に関する内容を取り入れた。



人権感覚チェックに取り組んだ感想を話し合う職員

2 令和2・3年度人権教育研究指定校の実践 袋井市立袋井南中学校

1 研究主題

「自分らしさを生かして 共に生きる」生徒の育成 ~自分らしさに気づき、お互いの存在や良さを認め合う集団づくり~

2 研究主題設定の理由

南の丘学園（幼小中一貫教育を進める本中学校区の名称）では、「夢に向かい 自分らしさを生かして ともに輝く子の育成」を目標に、一人一人が自分らしさに自信を持ち、その自分らしさを生かして社会に貢献しようとする思いや態度を身に付けた子どもの育成を目指している。これを受け、本校でも「主体的に行動し、自分らしさを発揮できる生徒」「人との関わりや協働の喜びを実感できる生徒」を目指す生徒像に、4つの承認「存在・意欲・行動・成果」の強化を意識して教育活動に取り組んでいる。

教育活動全般において人権教育を強く意識し、組織的に取り組むことにより、自分の良さに気づくとともに、人との関わりを大切にすることができる生徒の姿が実現すると考え、本主題を設定した。

3 研究の推進体制

人権教育を学校全体で推進するため、人権教育推進委員会を立ち上げ、今ある活動に人権の視点を加えて、各分掌で、生徒がお互いを認め合うにはどのような活動が展開できるかを考えるようにした。

4 研究の内容

- ・人権教育推進委員会の立ち上げ
- ・教職員を対象とした人権に関するアンケートの実施と分析
- ・人権教育に対する理解を深める校内研修の実施（人権を意識した授業づくり、4つの承認、ICTの活用、情報モラル、スクールカウンセラーによる生徒理解、性の多様性など）
- ・人権の視点から校則を見直す検討会の実施
- ・人権が尊重される授業づくりを意識した一人一授業公開の実施と事後研究
- ・「静岡県人権教育の手引き」を活用した授業実践
- ・道徳や総合的な学習の時間を活用した取組
- ・全校生徒対象の人権講話の実施
- ・人権啓発活動の実施（一言プラスあいさつ運動（生活）、Best of 授業（学習）、清掃パトロール（整美）、部活動で頑張った人の報告（部長会）、体育大会での振り返り（特別活動）、ステキ発見（福祉）、文化発表会（南風祭）での認め合い活動（学習、掲示）など）
- ・人権週間における取組（差別・偏見や LGBT に関する主張を聞いての感想、お互いの良さを認め合う活動、「平等と公平」や「出所した人への偏見」に関する主張を聞いての感想、自分にもできることを宣言する活動など）
- ・幼保子小中一貫教育の学園研修会における人権教育研究の実践報告

5 2年間の成果

○教職員アンケートの結果(抜粋)

項目	令和2年度当初	令和3年度12月
生徒の言葉遣いに注意を払ったり、自身も丁寧な言葉遣いをしたりして、生徒の模範となるようにしている	58%	90%
授業や学校生活の中で、生徒が友達の意見や努力、成果を認め合うような場面を設定している	46%	100%

- ・人権教育の研究を通して、教育活動を人権の視点で見つめ直したり、生徒の言動を肯定的に捉えようとしたりするなど、教職員の人権感覚が高まった。

○生徒アンケートの結果(抜粋)

項目	令和2年度当初	令和3年度12月
自分には自分なりの良さがある	79%	89%
自分の良いところや頑張っていることが認められていると感じる	74%	85%

- ・お互いを思いやり、友だちを認める言葉掛けが増えた。
- ・生徒主体の委員会活動が増えたり、学級活動などで役割を果たしたりすることで、自分が必要とされないと感じる生徒が増えた。

6 課題及び今後の取組

- ・友だちの良さを認めようとする生徒が多い一方、周りから必要とされていると感じていない生徒もいるため、自分なりの良さがあること、自分は大切にされていることを実感できる場面を積極的に設ける。
- ・人権は日常のすべてに関わっているという意識を教職員も生徒も持ち続け、人権感覚をより一層高める。

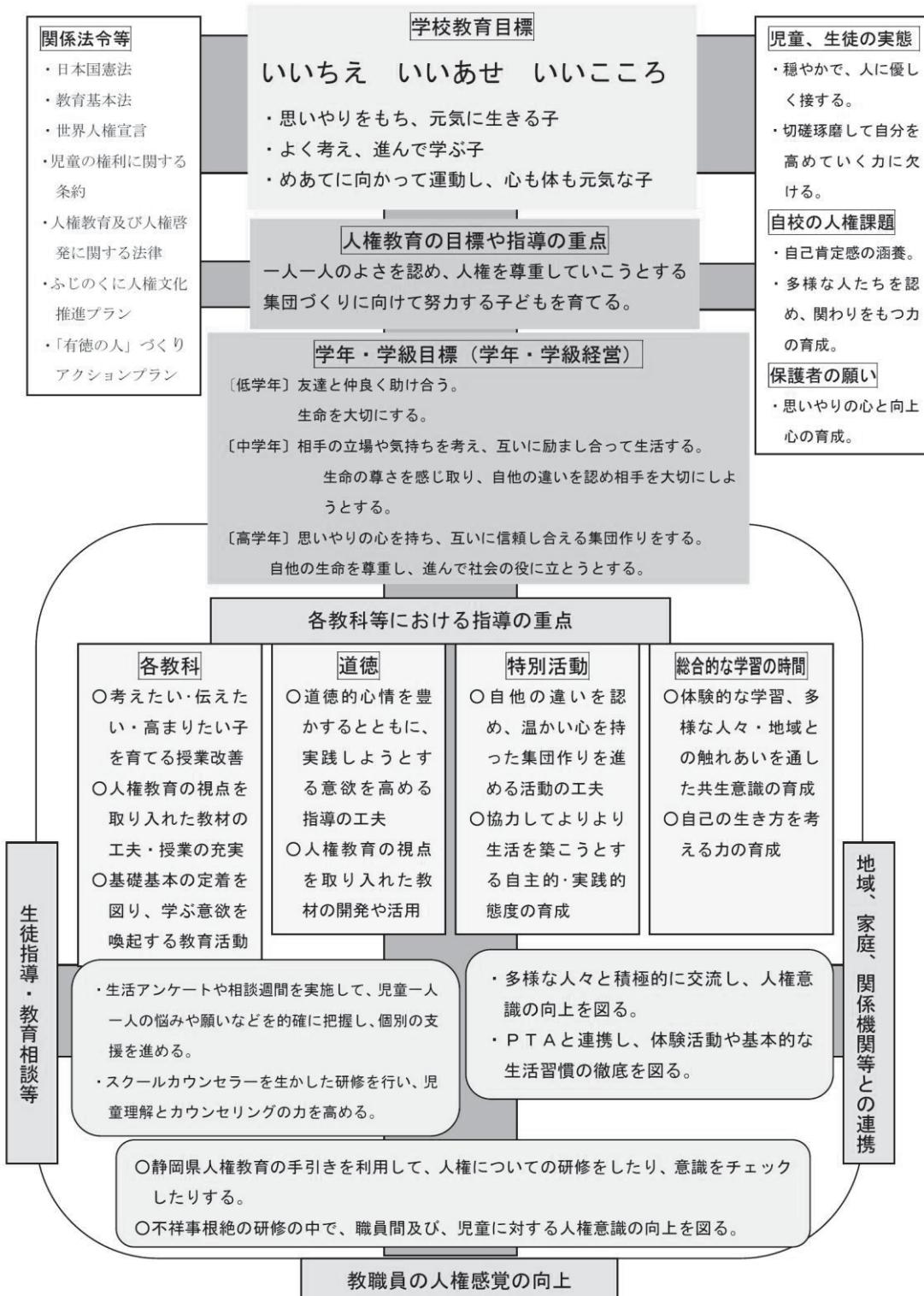


3 人権教育全体計画及び年間指導計画の作成

人権教育の全体計画、年間指導計画を作成することで、教職員の共通理解を図ることにつながり、また、児童生徒や地域の実態に応じた人権教育を計画的・組織的に展開することができます。

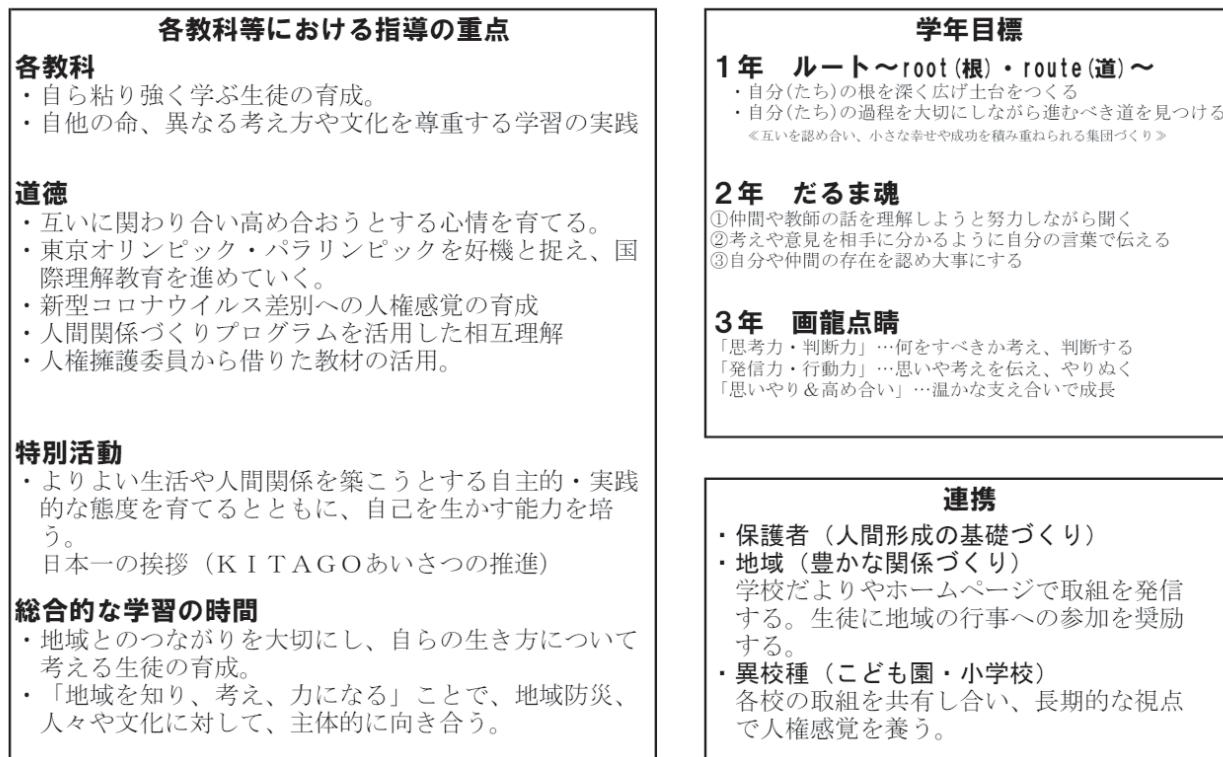
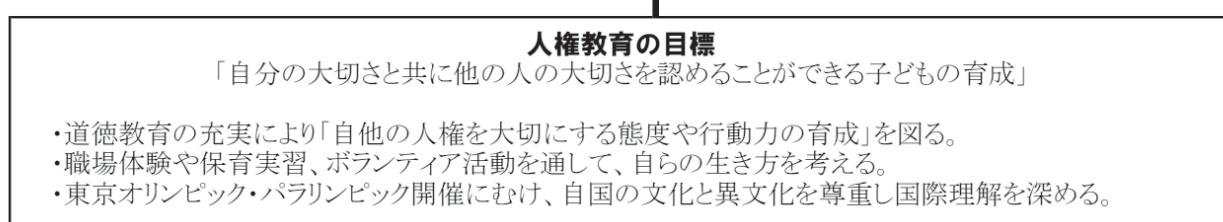
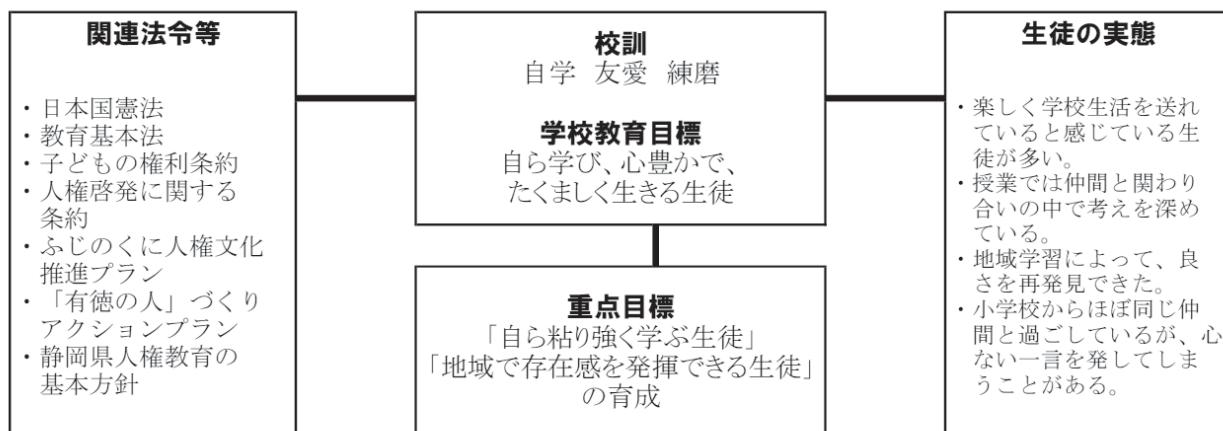
全体計画 作成例①【小学校、特別支援学校小学部】

子どもの発達段階に即した「学年・学級目標」が設定され、目指す子どもの姿が明確です。また、子どもへの取組だけでなく、教職員の人権感覚を高める取組が盛り込まれています。



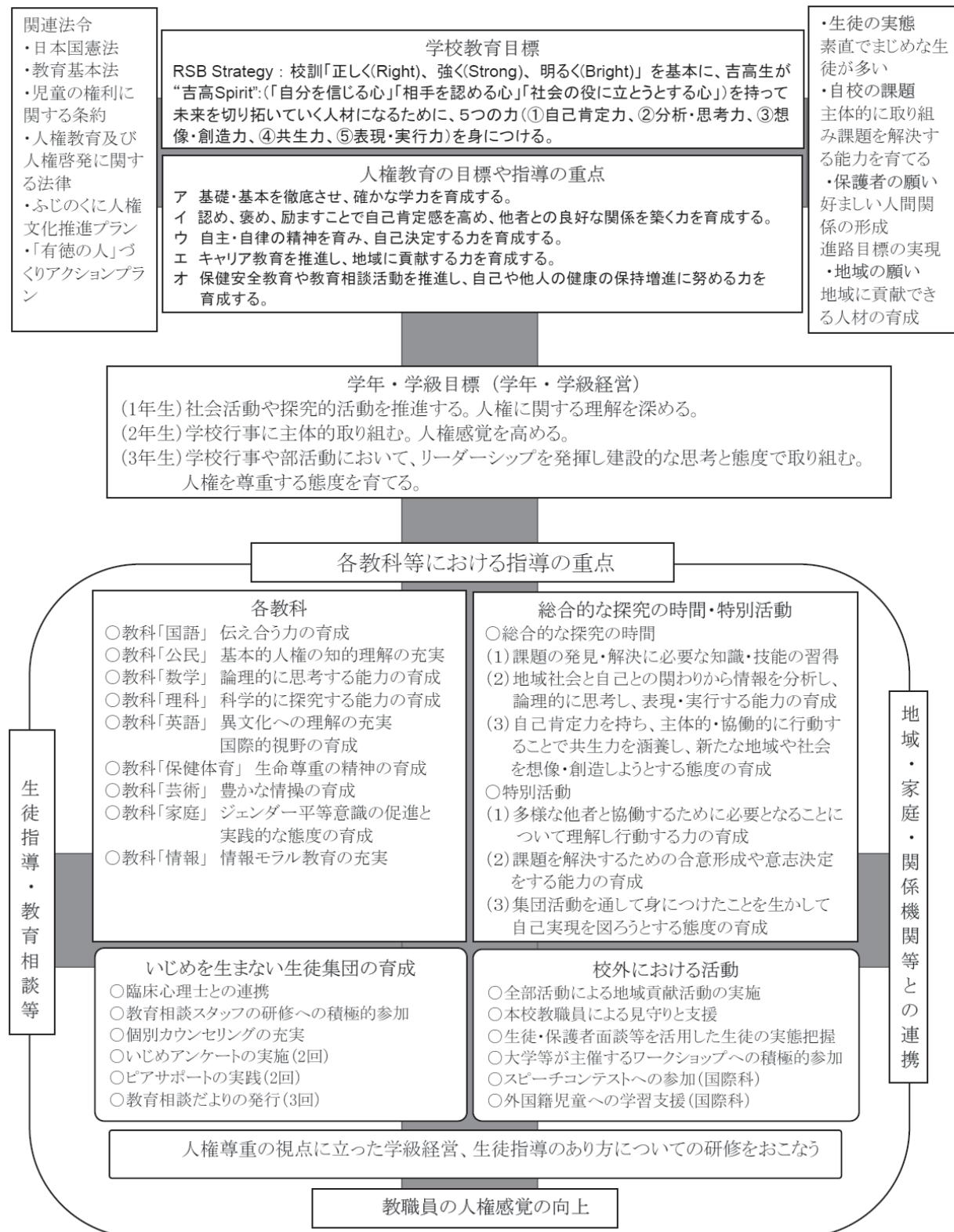
全体計画 作成例②【中学校、特別支援学校中学部】

人権教育の目標を実現するため、職場体験や保育実習、ボランティア活動など子どもが主体的に参加できる取組が計画されています。また、「各教科等における指導の重点」は、人権教育の目標との関連を考慮した内容になっています。



全体計画 作成例③【高等学校、特別支援学校高等部】

子どもの実態、教職員の願い、家庭や地域のニーズ等を踏まえた計画となっているとともに、学校教育目標、人権教育の目標、学年・学級目標、各教科等における指導の重点等の関連が明確です。



静岡県立吉原高等学校 作成



年間指導計画 作成例①【小学校、特別支援学校小学部】

「相手の人格を尊重し、不合理な偏見や差別感にとらわれない心豊かな人間性を持った子ども」を育成するため、人権教育全体計画に示した「学年・学級目標（学年・学級経営）」や「各教科等における指導の重点」に基づき、指導内容が整理されています。

[参考]「小学校人権教育全体計画」より

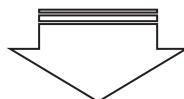
○学年・学級目標（学年・学級経営）

[中学年] 考えの違う多くの人の出会いを通して、違いを認め相手を大切にする心を育む

○各教科等における指導の重点

各教科	特別の教科 道徳	特別活動	総合的な学習の時間
<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちが自分の思いや考えを、伝え合い・聴き合うことで、つながる授業を目指し、その中で手立てを打つ ○人権教育の視点を取り入れた教材の工夫・授業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育の視点を入れた教材の開発、外部の人材等の協力等による内容の充実 ○自分ごととして考えたり、多面的・多角的に考えたりする道徳の授業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○にこじろう班活動を通して集団の一員としての自覚・協力性・責任感を育成する ○「にこじろうタイム」を通して人や物を尊重し、自ら進んで働く姿勢を育てる 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の自然や人材を積極的に活用し、「環境」「人権」「福祉」等の学習を通して共生の生き方を学ぶ ○友達や他学年のがんばりや学びのよさを認め、これからの自分に生かす

○4年生年間指導計画



小学校	前 期		後 期
各教科	国	聞き取りメモのくふう 思いやりのデザイン	ごんぎつね 感動を言葉に
	社		昔から今へと続くまちづくり 国際交流がさかんなまちづくり 地域で受けつかれてきたもの
	算	大きい数・かい数	
	理	電流のはたらき 暑くなると	すずしくなると 寒くなると
	音	音楽で心の和を広げよう	日本の音楽でつながろう
	図	しぜんの形	カードでつたえる気持ち
	体	育ちゆくわたしたちのからだ	よりよく成長するための生活
外国語活動	好きな遊びを伝えよう		お気に入りの場所をしょうかいしよう
道徳	山びこ村の二人(公正、公平、社会正義)		アメリカとの出会いージョン万次郎のぼうけん(国際理解、国際親善)
学習の時間	<上小笠川を調べよう> ・どこから川は流れるの～講師、地域の方のお話を聞こう～ ・川や生き物の様子、水質調査をしよう。 ・自然環境を守るためにできることは何だろう。		<アースキッズチャレンジに取り組もう> ・自分たちの生活を見つめ直そう ・SDGsについて知ろう ・自分たちができることを考えよう <福祉教育> ・視覚に障がいのある方のお話を聞こう。交流しよう。 ・アイマスク体験・点字体験
特別活動	学級活動	きまりを守って 安全な生活	だれとでもなかよく 4年生の自慢をつくろう
	児童会活動	にこじろう班活動 アルミ缶回収	赤い羽根募金 車椅子を贈る会
	クラブ活動	地域の講師の方から興味のあることを学ぼう	
	学校行事	入学式 1年生ようこそその会 運動会	一輪車パフォーマンス 6年生ありがとうの会 卒業式

年間指導計画 作成例②【中学校、特別支援学校中学部】

互いの人格を尊重し合い、不合理な偏見や誤った差別感情にとらわれることのない、思いやりある心情の育成を目標に、各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動において目標達成のための手立てを定め、学校全体で人権教育に取り組んでいます。

[参考]「中学校人権教育全体計画」より

○目標達成のための手立て（抜粋）

社会科：江戸時代の身分制度や多文化社会の国々、基本的人権の学習を通して、人間尊重の教育を推進し人権意識を育てる。

数学科：課題に対して、自分の考え方や解法を他者と比較する中で解の正誤だけにとらわれず、多様な考え方を共有し、互いに尊重しあえる関係を構築する。

音楽科：お互いの表現の意図や表現方法を認め合うことを通して、他者を認める気持ちを育む。

総合的な学習の時間（1年生「福祉 やさしさ探究」）：他者を思いやる心を育て、共に生きる社会の一員としての自覚を深め、行動に移す力を育む。

特別活動（学級活動）：集団の一員としての所属感を味わいながら、お互いの良さを理解し合う心を育てる。



○1年生年間指導計画

		前 期	後 期
各 教 科	国	ベンチ	少年の日の思い出
	社	人々の生活と環境 発展途上国の都市と貧困 世界のさまざまな地域の調査 鎌倉時代の女性の地位	中世に生きた人々 世界から見た日本のすがた 身近な地域の調査
	数	方程式～何個集まつたかな～	数学のレポートを書こう
	理	身近な生物の観察	地震
	音	アジアの音楽	日本の民謡・心の歌
	美		友達をかこう
	保体	生命の誕生	心の発達
	技・家	地域の食材と食文化	情報モラルと知的財産
	英	体調をたずねる	ちょっとお願ひ
	道徳	人のフリみて 部活の帰り さかなのなみだ	公平と不公平 旗
総合的な 学習の時間		互いの良さや違いを認め合おう	福祉施設の方との交流学習
特 別 活 動	学活	仲間との出会い 認め合い、支え合える集団づくり	性的な発達への適応 コミュニケーションを考える
	生徒会	入会式、リサイクル活動	ボランティア活動、退会式
	行事	入学式、運動会	文化発表会、卒業式

年間指導計画 作成例③【高等学校、特別支援学校高等部】

各教科や総合的な探究の時間、特別活動等について、学習内容から人権教育の目標と結びつく教育活動を見出し、整理しています。総合的な探究の時間や特別活動では、交流活動や体験活動など、生徒が主体的に参加できる取組が計画されています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国語	「論拠に基づいて自分の考えを文章にまとめる」を扱う題材					「叙述に即して的確に読み取る」を扱う題材					「考えを深めるために話し合う」を扱う題材	
地理歴史	自然環境と歴史 日本列島の中の世界の歴史									世界戦争と平和 地球社会への歩みと課題		
公民	わたしたちの生きる社会 青年期と自己の形成				現代の民主主義と日本国憲法				国際社会と人類の課題			
数学	数を用いた論理的な思考力を養う(各単元で)											
理科										生態系とその保全		
保健体育	安全な交通社会づくり				健康と意思決定行動選択				感染症の予防 心身の健康と自己実現			
芸術		ポスターの鑑賞				デザインの鑑賞			現代の音楽 世界の諸民族の音楽			
外国語	外国語の学習を通して、異文化を正しく理解する(各単元で)											
家庭	人生をみつめる				子どもを育てる 共生社会を生きる							
情報		情報システムと人間			情報モラルと社会のルール							
総合的な探究の時間	相手の立場に立って考える これからの自分を考える				世代を超えたコミュニケーション 保育体験実習				自己と対話する			
特別活動	SNSに関する講演・演習				いじめに関する討論							
道徳教育	教科の学習、探究、特別活動を通して人権について考える											
キャリア教育 (進路指導)	キャリアサポート(見通し) 目的を持ち、自分を磨き鍛える				やるべきことを明確にして準備を始める				キャリアサポート(振り返り)			
生徒指導	あいさつ運動・交通安全指導											

第2章 授業等で活用できる学習例集

学習例の使い方

(1) 授業での活用の促進

第2章では、各教科等で活用できる学習例を掲載しています。各校の人権教育年間指導計画に沿って、活用してください。また、授業者は、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、児童生徒が実際に活動に参加したり、自分なりの言葉で語り合ったりする中から生まれる、気付きや共感を大切にするとともに、互いの意見を尊重する雰囲気を作りましょう。

(2) 特別支援学校での取り組み方法

特別支援学校の児童生徒が学習する際の工夫点について示しました。
参考にしてください。

(3) 学習指導要領との関連

各教科等の学習指導要領との関連について例示しています。授業計画を立てる際に参考にしてください。

(4) アイスブレイク

学習の導入は、下の例にある内容で行う場合や、アイスブレイクを行う場合があります。アイスブレイクは、初対面の学習者同士の緊張を解き、気軽に話し合う雰囲気を作るためのアクティビティです。

必要に応じて活用してください。

<アイスブレイク例 1>

目的	【出会い】メンバー同士が知り合うことを目的としている	方法
題名	「オールパスまわし」	①ボールを持った人がリーダーとなり、名前を言ってからパスをする。（隣以外）
内容	ボールをパスしあうゲーム	②全員にパスが回り、最後にリーダーにボールが戻ってきた時点でリーダーが手を挙げて知らせる。（早く戻ってきたチームの勝ち）
人数	4～8人	③作戦タイムをとり、第2回戦を行う。
時間	5分程度	④全て終わったあとに振り返りを行う。
準備物	ボールの代わりになるもの（新聞紙等）	

<アイスブレイク例 2>

目的	【気づき】気づきがあるもの（ウォームアップ・エクササイズ）	方法
題名	「バースデーライン（リング）」	①言葉は使わず、ジェスチャーなどでコミュニケーションをとって、1月1日を先頭に、誕生日順に並ぶ。
内容	言葉を使わないので誕生日順に並ぶゲーム	②終了後、正しい順番に並べたかを確認する。
人数	4人以上	
時間	3分程度	
準備物	なし	

教職員研修の手引き 2018（独立行政法人教職員支援機構）参照

(5) 短縮して実施するためのアイデア

授業での実践が難しい場合、朝の会・帰りの会・ホームルーム活動等で活用してください。そのためのアイデアを記載しています。

高齢者の人権を学ぶ
学習例4 「社会にとて 宝物」
対象 小学生から中学生
ねらい
・高齢者に対する決められた考え方や接し方が差別になると理解するとともに、高齢者一人一人の生き方や考え方を尊重する態度を身に付ける。
留意点
・学習者が高齢者問題を抱いているか等、実態把握してからグループ作りなどに配慮する。
特別支援学校での取り組み方法
・高齢者の内面や「お父さん」の気持ちを理解できるよう、児童生徒の実態に合わせて活動実践等
学習指導要領との関連
・小学生：生活科（内容9）、道徳科（B8、C15）、家庭科（A3）等
・中学生：社会科（公民ア（ア）、道徳科（B6、C14）、中学校技術・実習科（ハ、カバイ））
方
流れ 展開と内容
導入（5分） 例：高齢者についてイメージをもつ、アイスブレイク等
【ワーク1】 4コマ漫画を読みましょう。
【ワーク2】 ①と④の場面について、お父さんの気持ちを想像して書きましょう。
【ワーク3】 あなたが知っている「有名な高齢者」や「身近な人」であなたや地域を支えてくれている高齢者」を友だちに紹介しよう。
【ワーク4】 どんなことに気付き、どう考えましたか。
グループまたは全体会で「振り返り」を共有しましょう。
【指導】で実施すべきワーク
①高齢者に対する「高齢者はこうあるべき」という定型の偏見のお父さんのように、高齢者に対するあらわれた考え方をしている間に気付かせる。自分が知っている「有名な高齢者」や「身近な人」で自分や地域を支えてくれている高齢者」などを挙げていくことで、年齢に関係なく活躍している方や、高齢者だからこそできることや知っていることがあることに気付かせていく。
【有名な高齢者例】冒険家三浦一郎さん、スーパー・ボランティアの尾崎幸夫さん等
【地域を支えている高齢者】登下校の見守り隊、ボランティア、地域の防災減災等

特集① 子どもの人権を守ろう（自分自身や友達の大切さについて考えよう）

学習例 1 自分や友達のすきなどころ再発見

対象 小学生、(園児)

ねらい
・友達の発表を参考にして自分のすきなところに気付き、自己肯定感を高める。
ねらい
・友達や友達の個性を認め合い、大切にする意識を養う。

留意点

- ・普段の学校生活の中で、友達のすきなところに目を向け、お互いに個性を認め合おうとする雰囲気づくりを大切にする。
- ・【資料 すきなどころ再発見】の空欄にすきなところを追加して使用できる。
- ・園児対象に指導する場合には、【資料 すきなどころ再発見】を分かりやすく説明しながら進めるとよい。

特別支援学校での取り組み方法

- ・【資料 すきなどころ再発見】を説明することで、すきなところ見つけの支援を行う。

学習指導要領との関連 (例)

- ・小学校 1・2 年 道徳 A 特別活動「学級活動」(3)ア
- ・小学校 3・4 年 道徳 A,B 特別活動「学級活動」(3)ア
- ・小学校 5・6 年 道徳 A,B 特別活動「学級活動」(3)ア
- ・社会(1)ア(2)ア(3)イ

進め方

1

流れ

自分のすきなところとして、どのようなことが『思い浮かびますか。挙げてみましょう。(ワーク 1)

*考え方が出にくい場合は、教師が自分自身のすきなところを例示する。

【ワーク 2】

・友達のすきなところを見つけましょう。

【資料 すきなどころ再発見】から選んで番号を記入しましょう。

展開

(30 分) 【ワーク 3】

- ・ワーク 2で見つけた、グループの友だちのすきなところを、選んだ理由とともに発表しましょう。
- ・どのように気付き、どう考えましたか。

まとめ

(10 分) 【ワーク 4】

- ・どのように気付き、どう考えましたか。

【短縮して実施するためのアイデア】ワーク 1, 2を中心に対応する。

教師用参考資料

【資料 すきなどころ再発見】の空欄にすきなところを追加する際、子どもの実態に応じて、例として、以下の選択項目を示すことを考えられます。

〇〇がじょうず	人のはなしをよく聞く	まじめ	友だちが多い
きれいずき	おもしろい	たよりになる	がまんづよい

ワークシート 「自分や友達のすきなどころ再発見」
自分のすきなところを見つけましょう。

2 友だちのすきなところを見つけましょう。

友だちの名前 ()	番号 ()
友だちの名前 ()	番号 ()
友だちの名前 ()	番号 ()

【資料 すきなどころ再発見】(平成30年度静岡県人権教育の手引き)学習例より)	
①よくリーダーをやる。	②悪いことは悪意ある。注意
③決めたことは最後までやりぬく。	④規則やルールを守る。
⑤いつも笑顔である。	⑥やさしく、親切である。
⑦人の失敗を許す方である。	⑧小さい子どもの面倒を見るのが好き。
⑨いろいろなことをよく知っている。	⑩わかるまで考えてやる。
⑪物事を落ち着いて判断できること。	⑫計画的に物事に取り組む。
⑬やたりたいことがたくさんある。	⑭自分のことよりも相手のことを考える。
⑮言われたことはしっかり取り組む。	⑯元気で明るい。
⑰	⑱
⑲	⑳

学習例2 自分らしさって何だらう

対象
小学生（高学年）から中学生

ねらい
・長所、短所を含めた自分らしさについて考え、自己受容を通して自己肯定感を高める。
・友達の短所を長所として捉え直す活動を通して、他者を尊重する意識を育む。

留意点

- ・普段の学校生活の中で、友達の短所も、見方を変えれば長所ともいえることに気付き、お互いを認め合うことをつなげる。

特別支援学校での取り組み方法

- ・短所や長所について理解しやすいように、ロールプレイ等を通して説明しながら進めます。

学習指導要領との関連（例）

- ・小学校5・6年 道徳A,B 特別活動「学級活動」(3)『家庭A(1)7(2)7(3)1
社会(1)7(7)
- ・中学校 道徳A,B,C,D 社会「公民の分野」C(1)7(7) 特別活動「学級活動」(2)7

進め方

流れ

導入（5分）

自分が短所だと思っていることを考えてみましょう。

展開（30分）

- 【ワーク1】
Aさん、Bさん、Cさんが短所だと思っていることを逆転の発想で長所にしてみましょう。
- 【ワーク2】
グループで、友達が考えた長所について、お互いに発表しましょう。

まとめ（10分）

- 【ワーク3】
どのようなことに気付き、どう考えましたか。

【短縮して実施するためのアイデア】 ワーク1を中心実施する。

教師用参考資料

子どもの実態に応じて、例として、以下の長所について示すことを考えられます。

①よくリーダーをやる。	②悪いことはないと注意する。	③決めたことは最後までやりぬく。	④規則やルールを守る。	⑤いつも笑顔でいる。

ワークシート「自分らしさって何だらう」

- 1 Aさん、Bさん、Cさんが短所だと思っていることを逆転の発想で長所にしてみましょう。

Aさん 短所 私は、あきっぽいところがあります。	Bさん 短所 私は、人の意見に流れやすいところがあります。	Cさん 短所 私は、計画性をもつて行動することが苦手です。
長所 	長所 	長所

- 2 グループで、友達が考えた長所について、お互いに発表しましょう。

Aさん	Bさん	Cさん

- 3 どのようなことに気付き、どう考えましたか。

特集① 子どもの人権を守ろう（自分自身や友達の大切さについて考えよう）

ワークシート「新型コロナウイルス感染症に負けない心」

学習例③ 新型コロナウイルス感染症に負けない心

対象
中学生から高校生

ねらい
・差別的言動の問題点を理解する。
・差別的言動の問題点を指摘する方法やいじめや差別をなくす（引き起こさない）行動について考える。

留意点

- ・生徒の実態に応じ、授業の導入やまとめの場面で「やめよう！コロナ差別」（静岡県作成）の動画を視聴する。
- ・実際に詐謗中傷を受けたことのある生徒の有無等を把握し、授業で扱う具体例やグループ作成などに配慮する。

特別支援学校での取り組み方法

- ・ワーク①のエビソードの内容について、実際の状況が伝わるよう説明する。



学習指導要領との関連（例）
・中学校 道徳 C 特別活動「学級活動」(2)7、I
・総合的な学習の時間 社会「公民の分野」C(1)ア(7)
・高等学校 特別活動「ホームルーム活動」(2)7 公共A(1)、(3)ア、C

進め方

流れ	展開と内容
導入 (5分)	新型コロナウイルス感染症に伴う詐謗中傷について、どのような事例を知っていますか。挙げてみましょう。
【ワーク①】	・新型コロナウイルス禍で見つけたほっとエビソードを読んでみましょう。
展開 (30分)	・学校が受けた心無い詐謗中傷とは、どのようなものだったのでしょうか。 想像してみましょう。
【ワーク②】	・匿名の方の行動について、学校の人たちはどのように感じたのでしょうか。
【ワーク③】	・匿名の方の行動について、学校の人たちはどのように感じたのでしょうか。
【ワーク④】 まとめ (10分)	・ワーク②で考えたことを、グループのメンバーに伝えましょう。 どのようなことに気付き、どう考えましたか。
【短縮して実施するためのアイデア】	ワーク①を中心にして進めます。

【教師用参考資料】

Aさん、Bさんの発言で、気になる部分に下線を引きましょう。また、気になった理由を考えましょう。
 Wさんのお母さんは、お医者さんだよ。医療従事者も、その家族も、コロナに感染している可能性が高いから外出して欲しくないね。
 Aさん
 Bさん
 多くの人がワクチン接種を済ませているのに、Xさんは接種しないと言っている。Xさんは、コロナにかかるかもしれないよ。Bさん

2

社会に出ると、理不尽なことでお心を痛めることが、きっとたくさんあるでしょう。

でも、味方になってくれるひと、支え励ましてくれるひとは、必ずいます。夢と希望を抱き続けて、ご自身の道をたゆまず歩んで行ってくださいね。

1 新型コロナウイルス禍で見つけたほっとエビソード

令和3年2月、新型コロナウイルスのクラスターが発生したこと、心無い詐謗中傷に苦しんだある学校に、匿名の方から、すべてのクラスと職員室に宛てた計22個の花束が届きました。花束には、一通の手紙が添えられていました。以下は、その手紙の一部です。

社会に出ると、理不尽なことでお心を痛めることが、きっとたくさんあるでしょう。でも、味方になってくれるひと、支え励ましてくれるひとは、必ずいます。夢と希望を抱き続けて、ご自身の道をたゆまず歩んで行ってくださいね。

3 2で考えたことを、グループのメンバーに伝えましょう。

4 どのようなことに気付き、どう考えましたか。

特集② インターネットによる人権侵害をなくそう（情報との上手な付き合い方について考えよう）

学習例4 学習用タブレットを上手に使おう

対象 小学生（低学年）

留意点

- ・学校や家庭における学習用タブレットの適切な使い方を知る。
- ・学校が設定した学習用タブレットの使い方のルールを守ろうとする意識を養う。

留意点

- ・文部科学省「端末利用のルール決めと意識化」(<https://www.mext.go.jp/studystyle/>)を参考資料とする。
- ・学校が設定した「学習用タブレットの使い方のルール」があれば、予め用意しておく。

特別支援学校での取り組み方法

- ・動画を視聴し、タブレット使用のルールについて教師が説明しながら進める。

学習指導要領との関連（例）

- ・小学校1・2年 道徳A、C 総合的な学習の時間

進め方

流れ

展開と内容

導入（5分）

学習用タブレットを使うときは、どのようなことに気を付ければよいと思いますか。挙げてみましょう。

【ワーク1】

・学習用タブレットを上手に使っためには、どのような使い方のルールが必要でしょうか。動画を見て、考えましょう。

「教材⑨ 学習用タブレットの上手な使い方（小学1年生～小学4年生）（導入編）」（文部科学省）を視聴する。

（文部科学省「『意識化』社会の新たな問題を考えるための教材へ児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導引き」https://www.mext.go.jp/a_menu/shoutou/zeyoubu/detail/1416322.html）

【ワーク2】

・ワーク1で考えたことを、グループのメンバーに伝えましょう。

【ワーク3】

・どのように気付き、どう考えましたか。
・学校の「学習用タブレットの使い方のルール」を確認しましょう。

【短縮して実施するためのアイデア】動画を視聴することを中心にして実施する。

「ID」を「家の住所」、「パスワード」を「家のカギ」にたとえて、なぜ「アカウント」が大切なのか、他人に知られることで困ることは何か、他人に知られないようにするためににはどうすればよいかなどについて、考えさせることもできます。

ワークシート 「学習用タブレットを上手に使おう」

1 学習用タブレットを上手に使っためには、どのような使い方のルールがあるとよいと思いますか。そのルールが必要な理由も考えましょう。

使い方のルール	
①	(理由)
②	(理由)
③	(理由)

2 1で考えたことを、グループのメンバーに伝えましょう。

3 どのように気付き、どう考えましたか。

教師用参考資料

学習用タブレットを使うために、子どもたち一人一人に「アカウント」「ID」と「パスワード」の組み合わせ)が配付されています。この「アカウント」が他人に知られることで、「なりすまし」による被害やデータの消去など、様々なトラブルが生じる可能性があります。「アカウント」を他人に知られないように指導することは、学習用タブレットを適切に使用する上で、大変重要なことです。

「ID」

「パスワード」

家のカギ



特集② インターネットによる人権侵害をなくそう（情報との上手な付き合い方について考えよう）

ワークシート「個人情報を大切にしよう」

学習例5 個人情報を大切にしよう

対象 小学生（高学年）から中学生

留意点 ・個人情報をついて改めて確認するとともに、インターネットサイトを利用する際、情報をよく見て運用するなど、個人情報を大切にしようとする意識を育む。

留意点

- ・学習者の実態により、ワーク1に取り組むに当たって、学習用タブレットを使つた調べ学習を行つてもよい。
- ・授業のまとめとして、総務省「インターネットトラブル事例集（2021年版）」（https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/case/leak.html）の動画「学べる！チケット」⑥・③を活用することもできる。



特別支援学校での取り組み方法

- ・動画を視聴し、インターネットサイトの利用と個人情報について教師が説明しながら進める。



学習指導要領との関連（例）

- ・小学校 5～6年 道徳 C 社会(4)7、1
- ・中学校 技術・家庭 「技術分野」D(1)7 社会（公民分野）A(1)7 道徳 C

進め方

流れ

展開と内容

- 導入（5分）
（ワークシートの資料を見せながら）「個人情報」が外部に流出した場合、どのようなトラブルが生じる可能性があるでしょうか。考えてみましょう。

【ワーク1】

・動画を視聴しましょう。

「教材③ そのページ確認しなくて大丈夫？」（導入編）（文部科学省）
文部科学省「情報化社会の新たな問題を考えるために動画教材、
教員向けの指導引き」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotozuyoubou/detail/I416322.htm

展開（30分）

- ・あかねさん、しようさんの「個人情報」が外部に流出してしまい、トラブルに巻き込まれました。なぜこのようなことになってしまったのでしょうか。
なつてしまつたのか、考えてみましょう。

【ワーク2】

- ・グループのメンバーの考え方を聞き、自分と違う考え方や新たに気付いたことなどを書きましょう。

【ワーク3】

- ・教材③ そのページ確認しなくて大丈夫？」（解説編）（文部科学省）
動画を視聴して、どのようなことに気付き、どう考えましたか。

【短縮して実施するためのアイデア】ワーク1、3を中心的に実施する。

○下記の場面について、「個人情報」が外部に流出した場合、どのようなトラブルが生じる可能性があるでしょうか。考えてみましょう。



簡単なアンケートに答えて●●●をもらおう！

プレゼントキャンペーン

■プレゼントの送付先を入力してください。

Q1 あなたの趣味を教えてください。
Q2 あなたのが好きな芸能人を教えてください。
Q3 あなたの生年月日を教えてください。

■プレゼントに掲載された「プレゼントキャンペーン」に応募しました。

Aさんは、情報サイトに掲載された「プレゼントキャンペーン」に応募しました。

■プレゼントの送付先を入力してください。

あなたの住所
あなたの氏名
あなたの電話番号
あなたのメールアドレス

1 あかねさん、しようさんの、「個人情報」が外部に流出してしまい、トラブルに巻き込まれてしまいました。なぜこのようなことになってしまったのでしょうか。考えてみましょう。

2 グループのメンバーの考え方を聞き、自分と違う考え方や新たに気付いたことを書きましょう。

3 動画を視聴して、どのようなことに気付き、どう考えましたか。

特集② インターネットによる人権侵害をなくそう（情報との上手な付き合い方について考えよう）

ワークシート「SNSでの発信の仕方を考えよう」

学習例6 SNSでの発信の仕方を考えよう

対象
中学生から高校生

- まさんのSNSによる発信によって、どのようにトラブルが生じてしまったでしょうか。
考えてみましょう。

留意点
・SNSでの発信によって生じ得るトラブルについて理解するとともに、自分や他者の立場を考慮した発信を心かける意識を養う。

留意点

- ・（公財）人権教育啓発推進センター「あなたたは大丈夫？考え方よ！インターネットと人権」（三訂版）を参考資料とする。生徒の実態に応じ、指導者が具体事例を準備し例示しても良い。
・ネットの利用状況やスマホの所持状況、学級内の人間関係、実際に大きな被害を受けたことのある生徒の有無等の実態を把握し、授業で扱う具体例やグループ作りなどに配慮する。
- ・動画を視聴し、SNSでの発信によって生じ得るトラブルについて教師が説明しながら進めること。

学習指導要領との関連（例）

- ・中学校 技術・家庭「技術分野」D(1)「社会（公民分野）A(1)ア 道徳A、B、C
・高等学校 情報Ⅰ(1)(イ)「情報Ⅱ(1)(イ)「情報Ⅲ(1)(イ)「情報Ⅳ(1)(イ)「情報Ⅴ(1)(イ)
特別活動「ホームルーム活動」(2)、(3)ア

進め方
【ワーク1】

- SNSには、どのような種類があるでしょうか。また、SNSを使つたことがありますか。
- 【ワーク1】
・動画を視聴しましょう。
「教材⑥ 写真や動画が流れる怖さを知ろう（導入編）」（文部科学省）

展開
(30分)

- 「教材⑥ 写真や動画が流れる怖さを知ろう（導入編）」（文部科学省）
教科書学習「情報化社会の新たな問題を考えるために教材へ児童生徒向けの動画教材」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotozyouyou/detaill/1416322.htm

- ・まさんのSNSによる発信によって、どのようにトラブルが生じてしまったでしょうか。
【ワーク2】
・グループのメンバーの考え方を聞き、自分と違う考え方や新たに気付いたことなどを書きましょう。

まとめ
(10分)

- ・「教材⑥写真や動画が流れる怖さを知ろう（解説編）」（文部科学省）
動画を視聴して、どのようなことに気付き、どう考えましたか。

【短縮して実施するためのアイデア】ワーク1、3を中心にして実施する。

ワークシート「SNSでの発信の仕方を考えよう」

- まさんのSNSによる発信によって、どのようにトラブルが生じてしまったでしょうか。
考えてみましょう。

- 1 グループのメンバーの考え方を聞き、自分と違う考え方や新たに気付いたことなどを書きましょう。
- 2 グループのメンバーの考え方を聞き、自分と違う考え方や新たに気付いたことなどを書きましょう。

- 3 動画を視聴して、どのようなことに気付き、どう考えましたか。

- ①②の画面について、SNSによる発信によってどのようなトラブルが生じる可能性があるでしょうか。考えてみましょう。
- ①
- ②
- Aさん、Bさん、Cさんは、町の図書館で大はしゃぎ。Cさんは、その写真をSNSにアップしましたが……。
- SNSを通じて同じ年のEさんと一緒に、仲良くなったFさん。お互いの秘密を共有する中になりました。Eさんに頼まれて、Fさんは自分の写真を送りましたが……。

2 短時間で活用できるコラム

朝や帰りの時間、学級活動（ホームルーム活動）等の時間に、人権教育に取り組むためのコラムを紹介します。学習の進め方は、個々の子どもや集団の実態に応じて、各学校で工夫してください。

① SDGs の達成で誰一人取り残さない世界を（QRコードを読み取ってSDGsの意味を知ろう）

「SDGs CLUB」ホームページ
(公益財団法人日本ユニセフ協会)



SDGs 17 の目標



みんなの行動宣言



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



② 「お互いが自分らしさを大切にできる社会になることを願って」 永田 怜 氏

（にじいろ安場所属、認定NPO法人ReBitメンバー、掛川市男女共同参画審議会委員）

私は元々女性として生まれ、24歳の時に性別適合手術を受け、現在は男性として生活しているトランスジェンダーです。幼少期の頃から男女差への違和感を覚え、中学生になるとそれは確信へと変わっていきました。「性同一性障害」という言葉も知らなかった当時は、「自分がおかしい人間なんじゃないか」「なんで女性として扱われるのが苦痛なのか」そんな悩みが少しづつ大きくなっていきました。それと共にだんだんと女性化していく自分の身体に嫌悪感を抱いていました。もし、友達に相談したら「気持ち悪い」と言われてしまい、離れていってしまわないかという恐怖があり誰にも相談できず、殻に閉じこもって自分を隠すように生活していました。

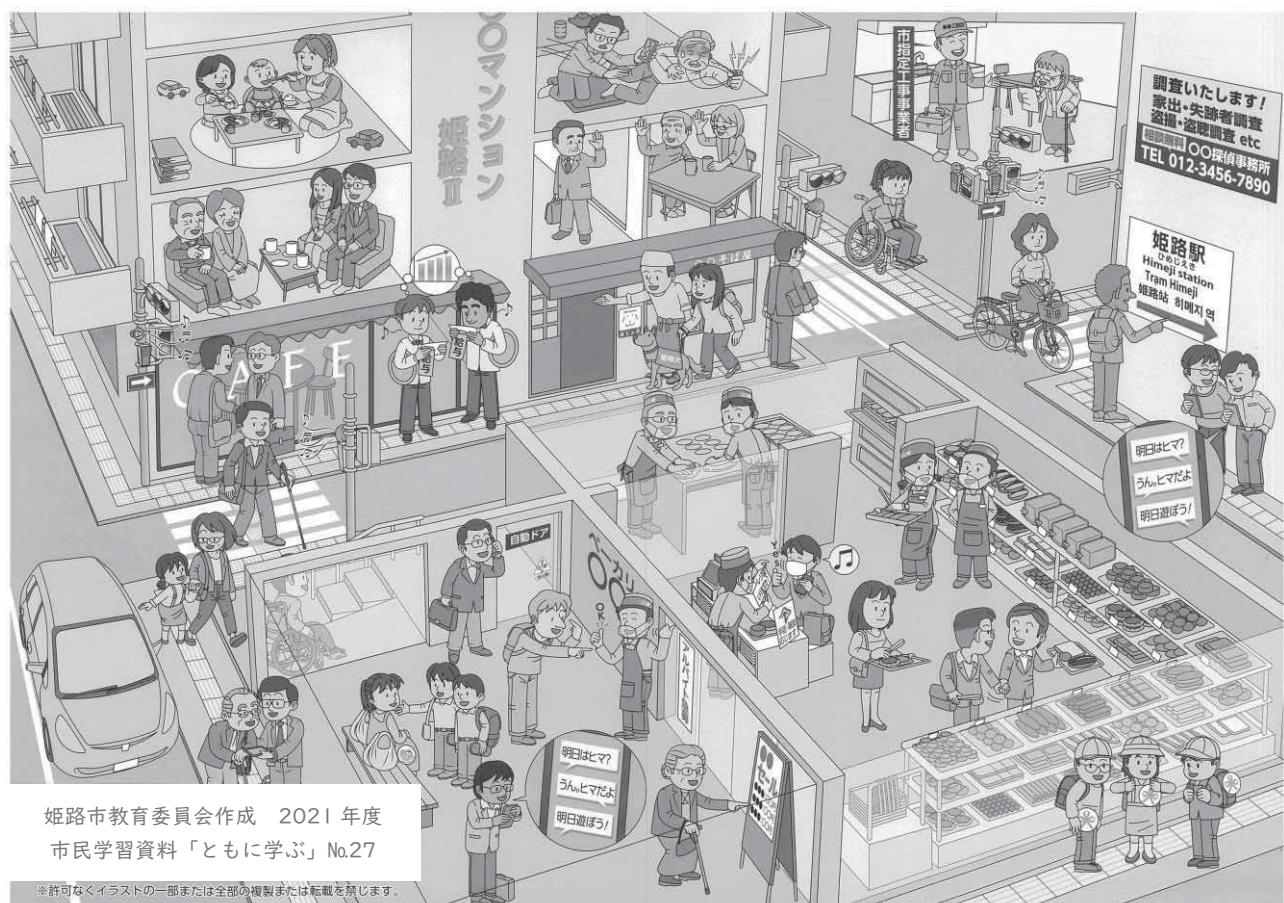
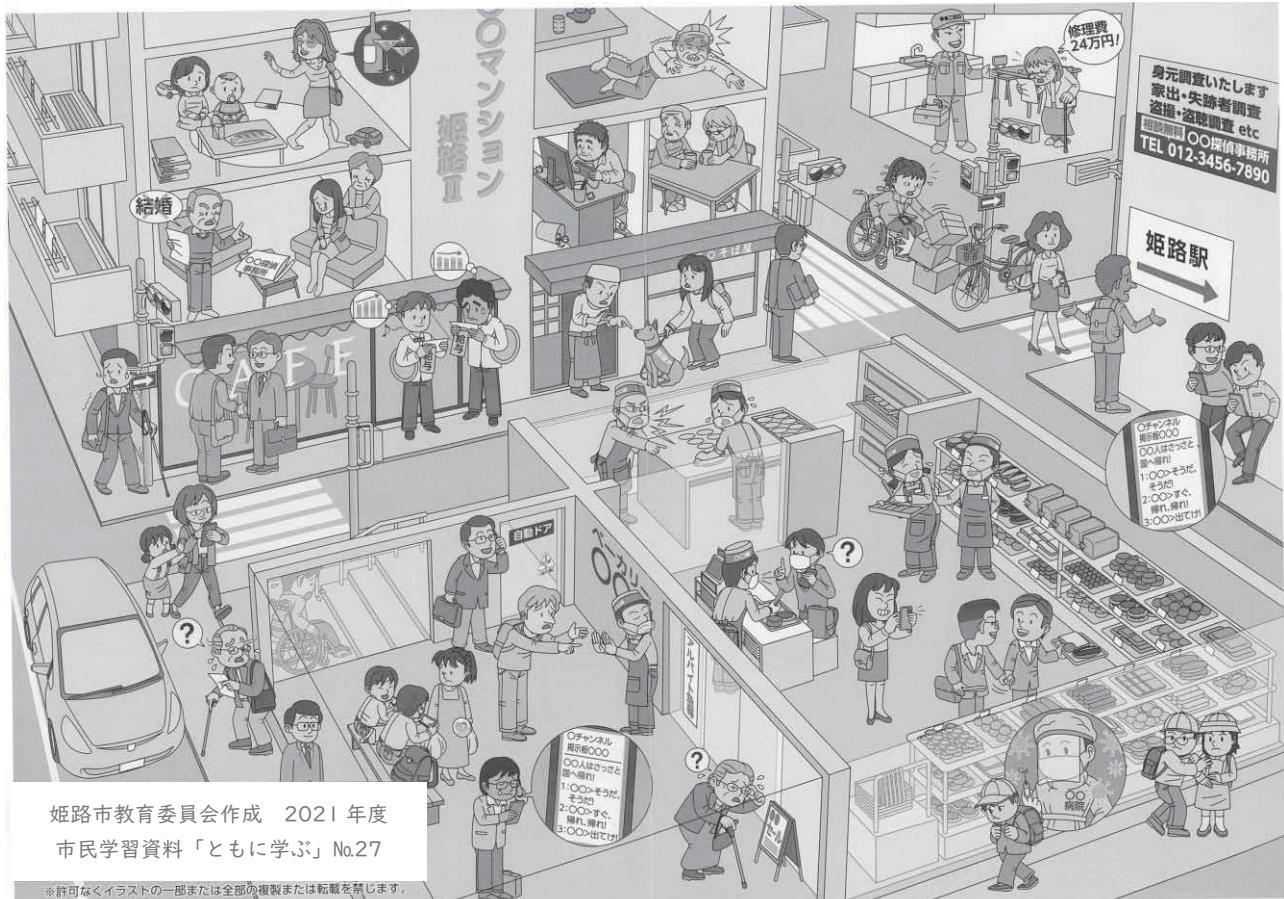
高校生になり、今後の進路や将来のこととも考えるようにになったことで更に悩みは膨らんでいきました。高校2年生の時に初めて「性同一性障害」という言葉を知り、「自分と同じような悩みを持った人もいるんだ」「こういう生き方があっていいんだ」と安心感を覚えましたが、「親や友達に隠さずに生活していくのは無理だ」「自分一人ではとても生きていけない」と更に孤独感や恐怖、不安に襲われました。授業中もずっと「女性として生きていくべきか」「男性として生きていくか」について悩み、自暴自棄になり「死んだ方が楽なんじゃないか」そう考えてしまう自分もいました。高校3年生になったある日、授業中に自然と涙が溢れ教室を飛び出したことがありました。誰にも相談できず自分一人ではこの感情を抑えきれなくなっていました。たまたま保健室を通りかかり、「もしかしたら保健室の先生なら気持ちを打ち明けられるかもしれない」そんな希望を胸に保健室へ恐る恐る入りました。保健室の先生は優しく声をかけてくれ背中を押してくれました。両親も私の気持ちをまずは受け止めてくれたことで私は男性として生きていく選択をし、「女性として生きていかなくてはいけない」という殻を破り捨てることができました。しかし、ここまで道のりは毎日が苦しく孤独でした。LGBTの人たちは13人に1人の割合でいるという調査データが出ています。これは左利きやAB型と同じくらいの割合と言えます。クラスの中に1~2人いてもおかしくないです。さらに、性同一性障害の58.6%が自殺念慮を持っているというデータもあります。

私は当時、学校教育でLGBTや多様な性のあり方について学ぶ機会がありませんでした。もし早い時期から学ぶ機会があれば自分を責めずに、思い悩む時期もここまで長くはなかったかもしれません。これから未来の子供たちには同じ思いはさせてはいけないと思います。性教育について勉強していくことは早いと感じる人もいると思いますが、オランダでは5歳から性教育を行っています。小学生や中学生から多様な性のあり方について学ぶことで多様な性のあり方への肯定的なメッセージを早い段階で伝えることができます。

『多様性と調和』を理念とした東京五輪・パラリンピックを機に、スラックスなど制服を選択できる学校も増えています。ただ、一番大切なのは土台がしっかりしているかどうか。LGBTや性的少数者がどういう人たちなのか、私の体験や思いをこれからも伝えていきたいと思っています。まだまだ差別的な用語は飛び交い、壁を感じます。

LGBTであっても、そうでなくとも『そういう人もいるよね』と自分らしさをお互いが大切にできる社会になることを願って。

③ 人権を大切にする視点から、上の絵と下の絵を見比べて気づいたことを話し合ってみましょう。



3 個々の人権課題

一人一人の人権が守られる社会を実現していくために、各人権課題に対する知識や理解を深め、その課題解決に向けた実践的な態度を培っていくことが大切です。（法務省人権擁護局HP「啓発活動強調事項」（令和3年）より）

女性の人権を守ろう

家庭や職場における男女差別、性犯罪等の女性に対する暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント）などの人権問題が発生しています。女性と男性が相互の立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

高齢者的人権を守ろう

高齢者に対する就職差別、介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生しています。高齢者が生き生きと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

部落差別（同和問題）を解消しよう

部落差別（同和問題）については、インターネット上の差別的書き込み、結婚・交際、就職・職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨及び同法第6条に基づく調査の結果を踏まえながら、啓発によって新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

また、部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因となっているものに、いわゆる「えせ同和行為」があり、この「えせ同和行為」を排除するための取組を行っていくことが必要です。

外国人の人権を尊重しよう

外国人であることを理由とする不当な就職上の取扱い、アパートやマンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会的な関心を集め、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、ヘイトスピーチを解消していくことが必要です。

多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう

「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」にもあるとおり、ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対して、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実です。

ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれている境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

子どもの人権を守ろう

いじめや体罰、それらに起因する自殺、児童虐待、児童買春や児童ポルノなどの性的搾取といった人権問題が発生しています。子どもが一人の人間として、また権利の主体として最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

障害を理由とする偏見や差別をなくそう

障害のある人が就職差別や職場における差別待遇を受けたり、車椅子での乗車、アパート・マンションへの入居及び店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を推進することによって、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、その歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、偏見や差別を解消していくことが必要です。

〈参考〉



ウポポイ「民族共生象徴空間」
(北海道白老町 2020年開所)

感染症に関連する偏見や差別をなくそう

新型コロナウイルス感染症、エイズ、肝炎等の感染症に関する知識や理解の不足から、日常生活や、学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に関する正しい知識を持ち、偏見・差別等の防止や、正しい情報の選択と冷静な判断が重要であるとの理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

人身取引をなくそう

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であることなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要であり、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者とその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく差別の取扱い等、東日本大震災に起因する人権問題はあってはなりません。一人一人が震災の記憶を風化させることなく、正しい知識と思いやりの心を持ち続けることが必要です。

インターネットによる人権侵害をなくそう

インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見・差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な事案が急増しています。このような情報の発信は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるものであって、決してあってはなりません。

個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

ホームレスの自立を図るために様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくそう

同性愛や両性愛といった性的指向に関する偏見から、場合によっては職場を追われたりするなどの人権問題が発生しています。また、性自認（性同一性）に関する偏見から、からだの性とこころの性が一致していない人が、周囲の心ない好奇の目にさらされたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりするなどの人権問題も指摘されています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」（厚生労働省調査研究より）とされています。

静岡県におけるヤングケアラーの実態

静岡県ヤングケアラー実態調査（学校対象）における、「各学校でヤングケアラーへの対応について課題に感じたこと」の調査結果では、校種を問わず「児童生徒のヤングケアラーに関する認知度が低い（本人がヤングケアラーと気づいていない）」が一番多く、次いで「教職員のヤングケアラーに関する認知度が低い」ことが分かりました。

子どもの人権を守るため、ヤングケアラーを早期に発見して、適切な支援につなげることが求められています。福祉、介護、医療、教育等、幅広い分野が連携して取組を進めることが重要です。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話をや見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

第3章 振り返りましょう、あなたの権感覚

I ハラスメントについて考える～具体的な事例を通して～

私たち教職員は、ハラスメントについて理解し、日頃の言動を振り返ることで、互いを尊重することや、風通しの良い職場環境づくりの大切さについて意識を高めなければなりません。ここでは事例を紹介します。（実際の事案を脚色しています。）

どのような問題があり、どうすれば防止できるのか考えてください。

【学習例1】セクシュアル・ハラスメント

加害者・・・教諭A（40歳代）

被害者・・・教諭B（20歳代）

Aは普段から職員室で席が近いBと話すことが多く、採用されて2年目のBは、教員として経験豊富なAを信頼していました。

学校行事の反省会を兼ねた懇親会を行うこととなり、AとBを含め、学校関係者20人程度が参加しました。懇親会は飲食店の座敷で2時間ほど行われ、Aはビールを5～6杯飲みかなり酔った状態になりました。

閉会となり、管理職が挨拶をしている途中で、Bの隣に座っていたAは、右手をBの背後に伸ばし、Bのズボンに手を差し込み、1分間くらい下着の上から臀部を触りました。

Bは怖くなり何も言うことができず、Aから逃げるよう離れ、そのまま帰りました。

懇親会の翌日、AはBに「昨日何かした？」「ごめんね」と話しました。

Bは当初この件が周囲に広まることを恐れ、相談しませんでしたが、Aの行為を許すことはできないと考え、管理職に相談しました。

教育委員会では、Aに聴取を行いました。Aは、このようなことをしたことについて、以下のように答えました。

- ・飲酒しても酔いが回っていた。・そんなことをするつもりはなかったが、触ってしまった。
- ・自制心を持てなかった。

教育委員会では、悪質なセクハラ行為であるとして、懲戒処分を行いました。

処分内容：停職1月

【学習例2】パワー・ハラスメント

加害者・・・校長C（50歳代）

被害者・・・教諭D（30歳代）、教諭E（20歳代）

Cは、同一学年の同一教科を教諭DとEに担当させたにもかかわらず、2人が別々に定期テストを作成することについて事前に確認せず、学級ごとの点差が大きくなった際に、Dに「どう責任を取るんだ」と厳しく追及しました。Dはその後、過呼吸に陥り医師の診断を受け1カ月休みました。

Cは3月にも、生徒に皆勤賞を独自に贈ったEを必要以上に叱責し、「お前らの仕事は遊びだ」と侮辱しました。

教育委員会が教職員に行ったハラスメントアンケートや聞き取り調査によって、Cのパワーハラスメントが疑われる事案が複数寄せられたため、教育委員会はCに聴取を行いました。すると、Cは以下のように答えました。

- ・公平な評価ができなくなると考えた。・他のクラスで皆勤賞をもらえない生徒がかわいそうだと思った。・先生方の思いを汲み取ることができなかつた。

教育委員会では、上記2件をパワー・ハラスメントと認定し、懲戒処分を行いました。

処分内容：減給10分の1 3月

【学習例 1】

問題点

防止策

【学習例 2】

問題点

防止策

【参考資料】

教育委員会ではハラスメント行為に対し、懲戒処分の基準で標準量定を定めています。

※ハラスメント行為等関係（児童生徒に対するもの）を除く

処 分 事 由			免職	停職	減給	戒告	備考
1 セクシュアル・ハラスメント	(1)	職場における性的な言動によって、その就業環境を害した場合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	(2)	(1)により、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患する等の結果を生じさせた場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	(3)	職場における地位を利用して性的な言動の受け入れを強要し、又は性的な言動を拒否等された場合に就労上の不当な扱いをした場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
2 パワー・ハラスメント	(1)	職場における優越的な関係を利用した言動によって、その就業環境を害した場合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	(2)	(1)により、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患する等の結果を生じさせた場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	(3)	(1)において、相手に危害を加えることを目的とした行為を行った場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
3 その他のハラスメント	(1)	職場における嫌がらせ等の行為によって、その就業環境を害した場合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	(2)	(1)により、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患する等の結果を生じさせた場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

懲戒処分を受けると、事案が公表されます。社会的な影響は大きく、教育行政に対する県民の信頼を大きく損ないます。また、給与の減額など経済的な不利益も生じます。

ちなみに、停職や減給などの処分を受けると、期末勤勉手当の不支給・減額は一時的ですが、次期昇給期における昇給抑制の影響は生涯にわたり続くことになります。その結果、生涯賃金の差は以下のとおり、かなり大きなものになります。

○45歳教諭 停職1月	・・・	約170万円
○55歳校長 減給1/10 3月	・・・	約 80万円

2 ハラスメントをなくすためには

20ページの事例は、いずれも相手の人権を無視した許し難い事例です。いわゆるハラスメントと呼ばれるものは、現在多くの種類が存在しています。その中でも、パワーハラスメントとセクシュアルハラスメントの2つについて考えてみましょう。

(1) 職場におけるパワーハラスメントとは

定義

職場における優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されること

具体的な行為として、次の6つの類型に分類することができます。

1 身体的な攻撃

- ・暴行
- ・傷害

3 人間関係から切り離し

- ・隔離
- ・仲間外し
- ・無視

5 過小な要求

- ・程度の低い仕事を命ずること
- ・仕事を与えないこと

2 精神的な攻撃

- ・暴言、侮辱、名誉棄損
- ・執拗な非難、叱責
- ・威圧的な態度

4 過大な要求

- ・不要なことや遂行不可能なことの強制
- ・仕事の妨害

6 個の侵害

- ・プライベートの監視
- ・個人情報の暴露

(2) 職場におけるセクシュアルハラスメントとは

定義

(セクシュアルハラスメント)

性的な言動により相手を不快にさせること

(対価型セクシュアルハラスメント)

職場における性的な言動に対して、拒否等の対応をとったことにより、その者が不利益を受けること

(環境型セクシュアルハラスメント)

職場における性的な言動によって、その就業環境が害されること

対価型セクシュアルハラスメントと、環境型セクシュアルハラスメントの具体的な行為として、次の類型に分類することができます。

対価型セクシュアルハラスメント

1 代償型

性的な言動の受け入れを、労働条件の面で有利な扱いをする条件として提示すること

2 報酬型

性的な言動を拒否等された場合に、労働条件の面で不当な扱いをすること

3 地位利用型

職場での地位が高いことを利用して、性的な言動を行うこと

環境型セクシュアルハラスメント

1 視覚型

- ・わいせつ物の配布、掲示等
- ・性的なアピールを感じさせる振舞い

2 発言型

- ・性的な質問、冗談やからかい
- ・個人的な性的嗜好や体験の話題
- ・性的な内容の情報や噂の流布
- ・交際、食事等への執拗な誘い

3 身体接触型

- ・性的な関係の強要
- ・必要のない身体への接触
- ・強姦、強制わいせつ、のぞき、盗撮

組織として不祥事を防ぐためには、日頃から教職員間でコミュニケーションを密にとり、小さな異変に気付けるようにすることが大切です。また、不祥事の多くに共通している事は「これくらいやっても大丈夫だろう」「自分もこれくらいは耐えてきた」「相手もきっと望んでいるはずだ」などといった、独りよがりの考え方や思い込みが根底にあるのではないかでしょうか。被害者の受けた傷は一生心に残ってしまいます。個人として不祥事を防ぐためには、自分中心で物事を考えるのではなく、相手の気持ちを考える（「他者への想像力」をもつ）ことが大切です。次ページのチェックシートを利用して、日頃の教育活動が「他者への想像力」をともなっているか、確認をしてみましょう。

3 振り返りましょう、あなたの権感覚（チェックシート）

子供たちの権意識を育てていく上で、私たち教職員の日頃の言動には大きな影響力があります。また、組織として不祥事を防ぐことが大切です。他者への想像力を働かせましょう。

	項目	○△×で評価してみましょう	/	/	/
1	見直そう人権感覚（学級活動や授業等の場面で）	どの子供にも積極的に挨拶をしていますか。			
2		子供一人一人の顔を見て、敬称をつけて名前を呼んでいますか。			
3		どのような理由があっても、体罰はしていませんか。			
4		不調を訴える子供の言葉を受け止めていますか。			
5		子供との約束は守っていますか。			
6		チャイムでの授業開始・終了など、時間を守っていますか。			
7		丁寧な言葉遣いをし、子供の模範となっていますか。			
8		一人でぽつんとしている子供に声掛けしていますか。			
9		子供の努力を認める言葉掛けをしていますか。			
10		子供たちが発言する機会を平等に与えていますか。			
11		子供の多様な意見や考え方を取り上げていますか。			
12		間違いや失敗を嘲笑する子供を見逃していませんか。			
13		子供同士、兄弟姉妹などと比較してしまっていませんか。			
14		欠席の子供の机上等のプリントを確認し、欠席の児童生徒に渡していますか。			
15		視力や聴力、身長、男女等に配慮した座席配置になっていますか。			
16		保護者や地域の方々との連絡・協力体制がありますか。保護者の意見に耳を傾けていますか。			
17		個人情報について、適切に取り扱っていますか。			
18	見直そう人権感覚（教職員同士で）	発言と行動に矛盾はありませんか。			
19		自分の価値観だけを正しいと思っていませんか。			
20		間違った言動をしてしまった時は、誤りを認め適切な行動を取っていますか。			
21		不快に感じるかどうかは、相手(子供も含む)の気持ちのみで決まるこを理解していますか。			
22		どのような行動がハラスメントにあたるかを理解し、適切なコミュニケーションをとるよう心がけていますか。			
23		他の教職員が気になる生徒指導をしていても、見て見ぬふりをしていませんか。			
24		相手(子供も含む)が、必ずセクハラを止めてほしいと意思表示するとは限らないことを理解していますか。			
25		同僚が、ちょっと変だな 大丈夫かな それはおかしいと思ったら教職員同士で声を掛け合ったり注意し合ったりしていますか。			
26		研修や所属長からの指導を、他人事と思わずに、自分事として捉え自分の言動について振り返っていますか。			
27		教職員間に、何でも話し合える協力体制がありますか。			

4 関係機関及び相談機関の紹介

24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310 (なやみいおう) いじめなど、子供のSOS全般を受け止める相談窓口です。子供や保護者等が、電話で悩みを相談することができます。 24時間
静岡県教職員不祥事根絶窓口 教職員倫理110番 みんなのヘルプ相談窓口	教職員による法令違反やハラスメント等で困っている場合の相談窓口です。 0120-793-242 県立学校教職員の方は「教職員不祥事根絶窓口」へ 県民の利用は「教職員倫理110番」へ 児童・生徒の利用は「みんなのヘルプ相談窓口」へ それぞれ相談できます。(電話にてお伝え下さい) kyoiku-tuho@pref.shizuoka.lg.jp
総合教育センターの面接相談	0537-24-9738 予約受付時間 平日9:00~17:00 不登校や非行など子どもの心と教育上の悩み、特別な教育的支援などについて、子ども本人やその保護者、先生が相談できます。 掛川会場（月～金） 沼津会場（水・金）
教育相談ハロー電話 「ともしび」	ハローハロー 055-931-8686 (沼津) 054-289-8686 (静岡) 0537-24-8686 (掛川) 053-471-8686 (浜松) 平日 10:00~17:00 (年末年始を除く) 子どもや保護者の悩み相談電話です。匿名で相談できます。
若者こころの悩み相談窓口	0800-200-2326 若者が、悩みを電話で相談できます。24時間
静岡県LINE相談	ID @shizuokasoudan で検索 16:00~21:00
静岡県人権啓発センターの出前人権講座等	054-221-3330 人権啓発のための出前人権講座や、研修会等に使用するビデオやDVD等の教材の貸出しをしています。(電話)
子どもの人権110番 (静岡地方法務局)	0120-007-110 (ぜろぜろななのひゃくとおばん) 子どもが発する信号をいち早くつかみ、その解決に導くための電話相談です。併せて、小中学生に「子どもの人権SOSミニレター」を配布しています。平日 8:30~17:15
少年サポートセンター (静岡県警察本部少年課)	0120-783-410 (各地区共通番号) 少年の非行・犯罪被害に関する相談窓口です。平日 8:30~17:15
子どもの権利に関する相談 (静岡県弁護士会)	054-252-0008 (静岡) 053-455-3009 (浜松) 055-931-1848 (沼津) いじめや体罰などの学校での困り事や児童虐待、非行などの相談窓口です。相談申込に応じ相談日時を決定します。(初回無料)
あざれあ相談 (静岡県男女共同参画課)	女性相談 0558-23-7879 (賀茂) 055-925-7879 (東部) 054-272-7879 (中部) 053-456-7879 (西部) ※全て中部地区に転送されます。インターネット相談もあります。 月火木金 9:00~16:00, 水14:00~20:00, 第2土曜13:00~18:00 https://www.azarea-navi.jp/shisetsu/soudan/josei/ 男性相談 054-272-7880 第1・3土曜13:00~17:00 
児童相談所虐待対応ダイヤル	189 (いちはやく) 虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談できる全国共通の電話番号です。24時間
ふじのくにLGBT電話相談	0120-279-585 性のあり方に関する悩みや困りごとについてお話しください。御本人だけでなく、家族、友人、職場や学校の関係者も相談できます。(秘密厳守・匿名OK・相談無料) 第1火曜日、第3土曜日 18:00~22:00

5 人権教育に関するDVD・書籍の活用

静岡県教育委員会では、人権啓発DVD・書籍の貸出を行っています。詳しい情報は、静岡県教育委員会のHPを御覧ください。

▷▷▷ 静岡県教育委員会 人権教育ホームページから
「貸出用人権教育DVD・書籍」を検索して下さい。



また、静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室（静岡県人権啓発センター）ライブラリーでもDVD・ビデオ・書籍を貸し出しています。

貸出手続及び資料一覧については、人権啓発センターHPにて御覧ください。

▷▷▷ 静岡県人権啓発センターホームページから
「人権啓発ビデオ検索及び資料案内」を検索して下さい。



【表紙絵】表紙のパネルやポスターは、静岡県人権擁護委員連合会の御協力により、コンテスト等に応募があった県内の子どもたちの作品から掲載させていただきました。

令和4年度 静岡県人権教育の手引き

「想像しよう 共感しよう」－気付きから行動へ－

発行 令和4年3月
発行者 静岡県教育委員会 教育政策課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電話番号 054-221-3133
FAX 054-221-3571
URL <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-020/jinken/jinkenkyouiku.html>
E-mail kyoui_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp



静岡県教育委員会発行「人権教育の手引き」

令和3年度発行

令和3年度 静岡県人権教育の手引き
想像しよう 共感しよう
— 気付きから行動へ —
静岡県教育委員会

15の学習例を、特別支援学校での取組方法や短い時間で実施するためのアイデアとともに紹介しています。教職員の人権感覚を高めるための資料も掲載しています。

令和2年度発行

令和2年度 静岡県人権教育の手引き
想像しよう 共感しよう
— 実践学習編 気付きから行動へ —
静岡県教育委員会

10の学習例・ワークシートの提案とともに、個別の人权課題に関する近年のトピックについて拡充して掲載しています。

令和元年度発行

平成21年度 静岡県人権教育の手引き
想像しよう 共感しよう
— 実践学習編 気付きから行動へ —
静岡県教育委員会

11の学習例・ワークシートの提案とともに、個別の人权課題に関する近年のトピックについて紹介しています。各項目から、各資料へリンクをたどることができます。



令和4年度 静岡県人権教育の手引き 想像しよう 共感しよう 一気付きから行動へ



この印刷物は、22,500部作成し、1部あたりの印刷費用は40円です。
この印刷物の出版にあたっては、(公財)はごろも教育研究奨励会の助成を受けています。
(紙へのリサイクル可)